

これまでの取組について

1. 水環境ビジョン懇談会報告書～失われた「水と人との関係」の回復と新たな展開を目指して（今後の水環境保全のあり方）～

（1）経緯

閉鎖性水域における水質汚濁、都市河川等の水量の減少、水辺の人工化など、水環境が全般的に悪化している中で、豊かでうるおいのある生活や環境の実現のため、水環境の保全・回復に対する国民の関心が高まっており、既に、川を守る運動、名水百選やホタルの保護運動などが各地に広がっている。

また、平成6年12月に閣議決定された環境基本計画においては、水環境については、水質、水量、水生生物、水辺地を総合的にとらえ、対策を総合的に推進すべきことが強調されている。

このような状況を踏まえ、今後の水環境保全のあり方について幅広く検討を行うため、水質保全局長の依頼により「水環境ビジョン懇談会」が開催され、平成6年10月から平成7年8月にかけて計10回の検討を行った。

水環境ビジョン懇談会委員名簿

（役職は当時。）

（座長）松尾 友矩	東京大学工学部教授
浅野 直人	福岡大学法学部教授
石川 忠晴	東京工業大学大学院教授
加治 隆	（財）自然環境研究センター専務理事
桜井 善雄	応用生態学研究所所長
鈴木 基之	東京大学生産技術研究所所長
須藤 隆一	東北大学工学部教授
内藤 連三	矢作川沿岸水質保全対策協議会事務局長
藤井 絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
本多 晃	柏市長
増島 博	茨城大学農学部教授
水谷 勉	追手門学院大学非常勤講師
盛岡 通	大阪大学工学部教授
若林 明子	東京都環境科学研究所基盤研究部長

(2) 報告書の概要

基本的考え方

豊かで清らかな水と美しい水辺のおりなす水環境は、それ自体が貴重な環境としての価値を有する。このような水環境は、人の暮らしや産業を支え、地域文化を育むなど多様な恵みをもたらしているが、この数十年の様々な変化の中で、水と人との密接な関係が失われてきている。水と人との関係を回復し、新たな望ましい関係を作りあげるには、水環境を水質のみならず、水量、水生生物、水辺地等を含め総合的にとらえるとともに、流域などの水循環に着目し、「場の視点」(水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方)と「循環の視点」(水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方)をもってとらえることが必要であるとしている。

今後の施策の基本的方向性

地域の自然的、社会的特性を踏まえた体系的な取組、環境基本計画を契機とする新たな展開、水質保全対策の一層の推進が必要であるとしており、それらの施策を屋関するにあたっての 3 つの柱を提起している。

[3 つの柱]

総合的な取組

地域の特性と水環境の状況に即したビジョンの作成、その地域に適した手段、方法を組み合わせた総合的な取組の推進。

学び、参加、協力

水環境に係る学習、水環境保全活動への参加、協力など、住民、事業者、行政のそれぞれ役割に応じた主体的な取組。

共通目標の設定

水環境についての地域における共通のイメージの形成、望ましい水環境像(目標:水質、水量、水辺地等)の設定。

水環境計画

以上のような取組を体系的に実行するために「水環境計画」を作成することを提案しており、関係者の参加、地域の望ましい水環境像の再発見、個性ある水環境の目標の設定、多様な取組の展開といった内容で、個性ある計画作りの具体的な姿を示している。なお、水環境計画に盛り込まれた取組の進行管理等を関係者により構成される協議会が行うことが考えられるとしている。

また、計画作成にあたってのそれぞれの役割については、以下のとおり提言されている。

計画作成の中心

水環境計画の作成には、地域関係者の取組を調整する立場にある市町村の役割が重要であり、住民、事業者、民間団体の参加を得て計画を作成する。

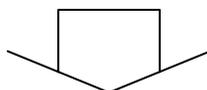
特に、広域的な対応や地域間の調整を行う必要がある場合には、関係する都道府県や国と連携しつつ適切な計画策定の仕組みを検討する。

国の役割

国は、市町村等の計画作成に対し、計画内容の範囲や策定手順についてガイドラインを示し、施設の整備等に対する補助を行う等、技術的、財政的な支援を行う。

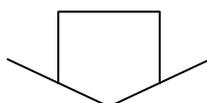
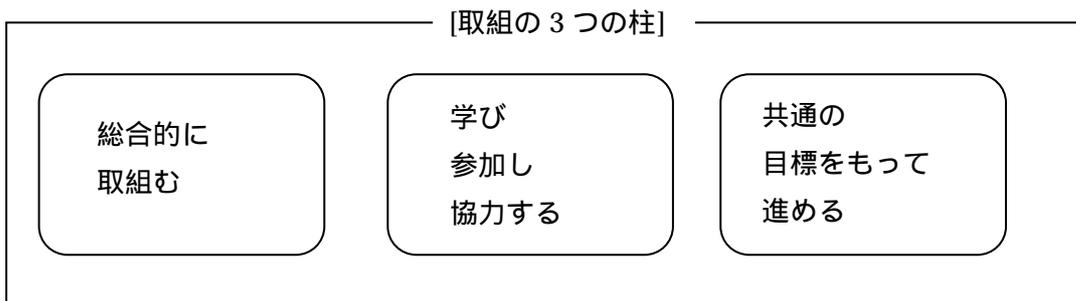
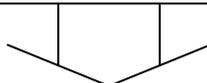
今後の水環境保全のあり方

背 景	水環境の悪化 人と水環境との関係の変化 望ましい水環境への関心の高まり
-----	---

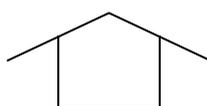


水環境の保全	水環境の2つの視点：場の視点、循環の視点 水環境の3つの要素：水質、水量、水辺 水環境の4つの恵沢：環境維持、生活、文化、産業
--------	---

[基本的方向]
地域特性を踏まえた体系的な取組 環境基本計画を契機とする新たな展開 水質保全対策の一層の推進



水環境計画の策定	地域の水環境の再発見 望ましい水環境像 多様な取組みの展開
----------	-------------------------------------



2. その他の取組

	全般	人の健康	生活環境			地下水・ 土壌汚染	生態系	地球環境 問題
			全般・通常時	非常時	局地			
1960	激甚な公害の発生							
	旧水質2法の制定 ~国の水環境行政の始まり~							
1970	水質汚濁防止法の制定・水質環境基準の設定 ~全国一律の未然防止~				閉鎖性水域 の富栄養化		自然環境・ 野生生物 保護行政	ローマクラブ ~成長の限界~
		環境基準見直し (PCBの追加等)			閉鎖性海域にお ける総量規制の 導入			国連水会議
1980			窒素・りんに係 る環境基準(湖 沼)設定					IPCC設立
			BOD/COD環境 基準達成率(全 体)が70%超	水濁法:事故時 措置の導入		湖沼水質保全 特別措置法の 制定		
1990	望ましい 水環境像の 模索		窒素・りんに係 る環境基準(海域) 設定			水濁法:生活排 水対策の導入		リオサミット ~予防原則~
	水環境ビジョン 懇談会	要監視項目の 導入		水濁法:事故時 措置の拡充		水濁法:地下浸 透規制の導入		気候変動枠組み 条約の採択
2000	健全な水循環系 構築に向けた取 組	水浴場水質判定基準の改正					生物多様性条約 の採択	第1回世界水 フォーラム
		環境基準見直し (要監視項目のみ 追加)	BOD/COD環境 基準達成率(全 体)が80%超			湖沼における面 源対策等の強化	水濁法:地下水 浄化措置命令の 導入	生物多様性国家 戦略策定
2010		環境基準見直し	事業者の不適正事案が相次いで発 覚			土壌汚染対策法 の制定	水生生物保全に 関する環境基準 の設定	
						土壌汚染対策法 の改正		IPCC第4次報 告書~温暖化には 疑う余地がない~